

17世紀中期の人口・住民移動調査 —仙台藩・初期「人数改帳」の年次特定—

小野寺 健*

高木 正朗**

権力はいつ人を数えはじめ、その目的は何だったのだろうか。例えば古代東アジアの場合、中国には建初12(416)年正月と記された「敦煌郡敦煌縣西宕郷高昌里籍断簡」が現存し、日本には大宝2(702)年の「御野国加毛郡半布里戸籍」がある。前者(東晋時代)の造籍は村民と兵員把握とを目的とし、後者(大和政権)の造籍も同様に(持統3〔689〕年「飛鳥浄御原令」に基づく)住民調査と、軍団編成つまり徴兵を目的としたと言われる。その約900年後の近世国家は、初めは雑兵徴発のために、後には経済・社会政策のために人別改をはじめた。例えば豊前(後の肥後)国・細川氏は慶長14(1609)年10月「豊後国速見郡人付帳」を作成し、陸奥国・伊達氏は正保2(1645)年5月、「(陸奥国)東山保呂羽村吉利支丹帳」(仮題)を作成した。しかし伊達氏(仙台藩)のこの帳面については、残念なことにその所在が不明であるため、それは原本であったのか写本であったのか、確認することができない。またこの帳面が仙台藩最古の人別帳であるのか否かについても、この40年間不明のままであった。しかし、2001年に発見された新史料はわれわれに、従来の「定説」を書きかえる有力な機会を与えることになった。そこで筆者は、関連資料をも駆使して作成年次の特定作業をおこない、その結果をここに公表することにした。

キーワード：人口調査、住民移動、人数改帳、出減帳、知行目録、墓碑銘と位牌

目次	3-1 知行主
はじめに	3-2 世帯復元
1 史料データベース	4 墓碑・位牌による年次特定
1-1 検地帳	4-1 墓碑
1-2 知行目録	4-2 位牌
1-3 寛永期人数帳	5 地域人口と性比
1-4 正保期出減帳	むすび
2 出減データによる年次特定	
2-1 正保期出減帳	
2-2 寛永期人数帳	
3 知行主・世帯復元による年次特定	

はじめに

近世国家は領民の人口や移動をいつ調べ始めたのだろうか。また、その理由や方法は何だったのだろうか。本稿はこの設問に対して、仙台

*一関市文化財保護調査委員会委員

**立命館大学産業社会学部教授

藩の人数改帳に焦点をしぼり、一つの回答を与えることを目的としている¹⁾。もとより筆者は、歴史研究にとって史料（証拠）は結論の信憑性を大きく左右するというを、十分承知している。従って、ここに示した結論はあくまで仮説であり、それは新たな史料によっていつでも置きかえられる可能性がある。

仙台藩の人数改帳の初出については「定説」があって、それは正保2（1645）の帳面であるというものである。しかしこの「定説」は、近世村落研究会〔1958:75〕の著者・平重道氏が主張されたものでは勿論ない。平氏は単に「筆者の見た範囲でもっとも年代が古いものは、正保二年の磐井郡保呂羽村の人数改帳である」と述べられたに過ぎない²⁾。しかし、それがあたかも定説のように受けとられてきた理由は、第1に正保2年以前の人数改帳がその後も発見されなかったからであり、第2に平氏の地域史家（市町村史執筆者）に対する学問的影響力が大きかったからであろう。

その後43年をへた2001年の春、新しい史料が小野寺健によって発見された。小野寺〔2001:9-19〕は、寛永期の検地帳や知行目録を使用して、仙台領1村（下折壁村）の地方知行主の変遷を追跡したが、そこで寛永末のものと推定される人数改帳を活用した。その後同〔2002:81-91〕は、この人数改帳の年次特定をすすめ、それは寛永20（1643）年に作成されたものと結論づけた。しかしこの研究成果は、公表媒体が地方誌であったためか、現在もこの分野の共有知識とはなっていない³⁾。

そこで筆者は、史料をデータベース化して情報検索の精度向上をはかり、改めて年次特定作業をおこなった。その結果、仙台藩の人数改帳の初出年次は寛永20（1643）年であることが、

改めて確認されたのである。

ここで使用する史料は二種類ある。一つは岩手県東磐井郡室根村下折壁（現一関市室根町）の旧家・小野寺富雄家に保存されてきた文書、二つは公的機関に所蔵されている文書である。前者にかかわる小野寺家は、「慶長3（1598）年から安永6（1777）年まで約180年間、下折壁村の肝入を勤めた。しかし天保8（1837）年4月、西隣りの曹洞宗・龍雲寺の出火で類焼した」と伝えられる。それを裏付けるように、焼尽を免れた帳面5冊は、四周が焼けこげ、蓋（表紙・裏紙）も失われており、年次特定は1冊を除き困難が予想された⁴⁾。

後者については岩手県立図書館と奥州市立水沢図書館が所蔵している史料（検地帳、留守家文書）である。

〔史料一覧〕

- 一「寛永期下折壁村人数改帳」（仮題、豎帳・村控原本1冊、寛永期人数帳と略記、人頭請判あり）
- 二「正保期下折壁村出減帳」（同、豎帳・村控原本1冊、正保期出減帳と略記、人頭請判あり⁵⁾）
- 三「寛文期下折壁村人数改帳」（同、豎帳・村控原本1冊、寛文期人数帳と略記、人頭請判あり）
- 四「貞享期下折壁村人数改帳」（同、豎帳・村控原本1冊、貞享期人数帳と略記、人頭請判あり）
- 五「元禄十三年下折壁村人数改帳」（豎帳・村控原本1冊、元禄13年人数帳と略記、人頭請判あり）
- 六「寛永拾九年壬午九月廿三日 東磐井郡東山

之内下折壁村御検地帳」（竖帳・原本5冊、
検地帳と略記）⁶⁾

七「寛永仁拾壹年知行目録」（横長帳原本1冊、
知行目録と略記）

1 史料データベース

人数改帳は炭化した部分が除去され、前後関係に注意しつつ復元された。しかし、帳面を構成する各丁は、その「折り」部分も焼けていたため、整理・復旧の過程で1丁が2片（2枚）に分離したケースもあった。その結果、その1片が本来の場所とは明らかに異なるところに挿入されて、「迷子」となった紙片も散見された。

そこで筆者は、残存史料を正確に復元することを目的として、以下の3作業をおこなった。第1に検地帳を基盤データとし、それと知行目録データ（寛永20〔1643〕年現在の屋敷名、人頭名、持高）、人数帳データ2冊分（寛永、正保期の屋敷名、人頭名）とをリンクする。第2に人数帳の世帯情報を別途入力し、世帯員の名前と年齢を手掛かりに、分離した丁を結合して家を復元する。第3に正保期出減（増減）帳は出人・減人を書上げているので、別途に出減データを作成する（従って、ファイル数は合計3となる）。以上である。

1-1 検地帳

この検地帳は、寛永19（1642）年9月現在の下折壁村名請人77名を書上げている⁷⁾。彼らの基礎情報は屋敷名、村役（身分）名、名前、土地所有面積（町反畝歩）、土地評価額（貫高）である。

百姓たちの屋敷名や名前は、他村とおなじように区々である。村役は肝入2人、検断2人、

組頭20人前後だった。名請人のなかには新百姓11、別当（修験）2、祢宜1人が、また町屋敷だけを所有する者が14人が含まれていた。村の耕地面積は221.8町歩（田70.1、畑151.7町歩）、貫高は116.8貫（田81.5、畑35.3貫）つまり1,168石だった。

1-2 知行目録

知行目録は、伊達一門・留守宗直が下折壁村に所有していた知行地（55.1貫文）の耕作者40名を書上げている。この目録は年次（寛永21年8月14日）を記しているのので、筆者は人数改帳の年次特定に役立つと考えた。目録に記載された耕作者情報は屋敷名、貫高、名前である。筆者はこの史料を、検地帳と人数帳とを媒介するものと位置づけ、両帳面の記載事項を点検・照合するために使用した。

1-3 寛永期人数帳

寛永期人数帳は（欠損史料であるから）、人頭48名分とその世帯情報のみを使用できる。ここで使用する人頭情報は、筆者の目的はデータリンクであるから、屋敷名、知行主名、村役



図版1 寛永期人数改帳にみる世帯構成
（下七夕屋敷・新四良、上七夕屋敷・三右衛門）

（身分）名、戸主名、戸主夫婦の年齢である。この人数帳にも村役人が記されており、それは肝煎1、組頭10、検断2人だった。なお人頭は全員、請判を押している。

この人数帳の書式は、図版1の2世帯（下七夕屋敷・新四良、上七夕屋敷・三右衛門）の書上を注意深く見れば、十分理解できるであろう。

1-4 正保期出減帳

正保期出減帳は、後世（18世紀末以降）の増減帳とは異なった記載方法をとっている。帳面の作成者・肝入は第1に、帳面作成時点におけるすべての世帯員「有人」を書上げる。第2に「此外出人」として、正保2（1645）年～出減帳作成時点までの出入一人ひとりの増加理由と年次とを1～2行で記し、改めて「出人」合計を書上げる。

第3に、両者（現世帯員と出人と）を「二口有人」と表記し、その合計を記す。第4に同一期間（正保2〔1645〕年～出減帳作成時点まで）の各減人（本文を引用すれば「正保式年本帳之

内減人」）は、減少理由と年次とをやはり1～2行で記し、「減人」合計を書上げる⁸⁾。肝入はこの作業をすべての世帯についておこない、帳面を仕上げたのである（図版2：上た奈は屋敷・三右衛門世帯を参照）。

1-4(a) 正保期人数書上データ

正保期出減帳は最初に、人頭と家内人数を書き上げているので、われわれは人頭35名分の世帯情報を活用できる。但し、ここで使用する人頭情報は、屋敷名、村役（身分）名、戸主名、戸主夫婦の年齢である。

1-4(b) 正保期出減書上データ

出減書上は同一期間の68名分を利用できる。その内訳は出人（出生、転入）35人、減人（死亡、転出）33人である。各人の情報は、屋敷名、戸主名、本人名、戸主との続柄、年齢、性別、移動・異動の年・月、その理由、移動元・移動先である。しかしこれらの記載は、帳面自体が村控であり下調べとしても利用されたから、判読不能文字や加筆・訂正箇所を多々ふくんでいる。

筆者は、上記4データ〔1-1～1-4(a)〕をリンクして統合データベースとし、すべての入力事項（人頭情報）をクロスチェックして、より完璧なデータに洗練した。

2 出減データによる年次特定

2-1 正保期出減帳

この帳面は、世帯員の出減（増減）つまり移動・異動の大部分86.8%（59/68）について、イベントが発生した年・月を記載している。年・月の記載があるということは、そこに正保期出



図版2 正保期出減帳にみる世帯構成
（下た奈は屋敷・新四良、上た奈は屋敷・三右衛門）

減帳の作成年次を解く鍵があるということを示唆している。そこで本節は、出減書上データ〔1-4(b)〕を使用して帳面の年次特定を試みる。

出減書上の年・月記載には4種があった。それは、(1)年・月とも記したもの(51件)、(2)年のみ記したもの(2件)、(3)月のみ記したもの(6件)、(4)年・月とも記さなかったもの(9件)である。そこで、この4カテゴリーの中身を検討してみる。

(1)年・月とも記した移動・異動は51件あった。その年次は(当該部分が破損し、判読不能の1件を除くと)、正保2年11件、同3年33件、同4年6件(すべて2月)であった。

(2)年のみ記したものの2件は出生であった。

(3)月のみが記した移動・異動は6件あった。筆者はこの6件のなかに、「當四月」(3件)、「當三月」(1件)と記されたものがあることに気づいた(残り2件は単に「二月」「正月」と記された)。

(4)年・月とも記さなかった移動・異動は9件あった。筆者はその一部(あるいは全て)は、正保4年に発生したイベントであると推定した。その理由は、同年の移動・異動数は前年に比べてかなり少ない点を考慮すると、帳面作成者(肝入)は一々「當」と書く手間を省いたと推定できるからである。

ここでの結論は次のとおりである。この正保期出減帳の作成年次は正保4年4月、あるいは同年4月以降の「ある月」のいずれかである、ということである。その根拠は第1に、この帳面に記された最もあたらしい年月は正保4年2月であること(上記(1))、第2に「當」は近世の一般的用語で「この」という意味(例えば「當年、當人、當節」)であるから、「當四月」とは

當年4月つまり正保4年4月のことだからである(上記(3))。

筆者は上記推論の根拠として、出減(増減)年月が具体的に記された世帯一つ(正保期出減帳に登録された、関根屋敷・^{あいにし}鞋子世帯)を取りあげ、その翻刻文を以下に示す(下線、引用者)。

「一組頭せきね屋敷^{あいにし}鞋子夫婦 男五拾九 女五拾

一子二久右衛門夫婦 男式十八 女式十六

一久右衛門弟清兵衛夫婦 男仁拾五 女式拾三

一同弟□吉夫婦 男式拾壹 女十九

一同妹ニおく年九つ

一鞋子おひニ左右衛門太郎夫婦 男三拾七 女卅六

一此子ニ太郎助□□^{破損}

一久右衛門ひこニ久年拾四つ

一同ひさ(久)弟うし年拾

(以下、下人16人省略)

一名子ニ休四良夫婦 男三拾八 女三拾二

一此子ニ惣右衛門年拾四

一同娘ニ祢々年拾

一久四良おやニ源左衛門年七拾五

人数三拾五人 内男仁拾人 女拾五人

此外出人

一清兵衛孫ニ奈右衛門年仁つ 正保三年極月生子

一下女とり津^{腹カ}□すて仁つ 同年八月生

子

一名子ニ休四良男子ニや夫仁つ 同年極
月生子

出人三人 内男壹人 女仁人

二口有人三拾八人 内男仁拾壹人 女拾七
人

正保式年本帳ノ内遍り人

一久右衛門下女ニまつ年四拾六 此者志
ふたミ村へ當四月相返し申候

志ふたミ村^{部カ}□下人主へ罷帰申候

一下女多祢年卅 此女加た濱之内からく

己村勘右衛門右之人主ニ^{候 冊}□□正保四年
二月こし申候

一左衛門太郎おひニ左内太郎男子ニ太郎
八年五つ 三年十月煩死

一同人内金堀左衛門女房 一同男子ニ
太郎年拾三 右おや仁人横沢こうつし
罷こへ内仁右衛門女房相出シ 當四月
こし申候

一清兵衛娘ニいと年六つ 正保三年十月
煩死申候

一同人内久四郎娘ニ奈つ年六つ 同年同
月煩死申候

一同人男子ニさる年四つ 正保三年同月
煩死申候

一金堀喜左衛門男子ニおとこ毛斗五つ
同年同月煩死申候

一源左衛門うは年七十五 此者源左衛門
おひ義こし申候

遍り大合七人 一内男仁人 一女五大
遍り大拾一人 一内男五人 一女五大
遍り拾人 内男四人 女六人 』

2-2 寛永期人数帳

こうして、正保期出減帳の作成年次は正保4年であることが確認された。それでは、寛永期人数帳はいつ作成されたのか。その作成年次は、小野寺 [2002] が結論づけたように、やはり寛永20年であろうか。

筆者はこの問題を解くために、統合データベース中の寛永期人数帳データと正保期人数書上データ〔1-3と1-4(a)〕とを連結・対比することにした。その結果、連結できた件数（つまり両帳面に登場する人頭）は22だった。

このうち21件の戸主夫婦（と単身戸主1名）の年齢データは、そのすべてを利用できる。そこで筆者は、寛永期人数帳に記された年齢と正保期人数書上に記された年齢とを対比し、彼らの年齢差を計算した。するとその年齢差は、戸主夫婦とも4であるものが15件（71.4%、15/21）で、全体のなかで最も多かった⁹⁾

この事実（つまり、二つの書上の年齢差は4であるということ）は、両帳面に登録された世帯を抽出し世帯員の年齢を追跡すれば、より確実となるであろう。そこで筆者は、帳面の焼失が比較的軽かった世帯一つ（前出図版1、図版2に収録された下七夕屋敷・新四良世帯）を選び、彼らの年齢を比較対照した（表1）。

この世帯は寛永期～正保期にかけて、世帯規模が比較的小さかった（14人）ので、人の移動・異動は少なかった。二つの帳面で年齢が判明する世帯員は（表1によれば）8名で、年齢差が4であるものは7名（87.5%、7/8）だった。そこでわれわれは、両帳面の年次・年齢差は4であると結論してよからう¹⁰⁾。

先に筆者は、正保期出減帳の作成年次は正保4（1647）年4月以降であると確認した。両帳の年齢差はそのまま、帳面の作成年次の差と考

表1 世帯構成の変化（下七夕屋敷・新四良：1643, 1647年）

下七夕屋敷 古田内道分（寛永20年） 一組頭新四良夫婦				一組頭下た奈は屋敷（正保4年） 新四良夫婦				
	名前	性別	年齢		名前	性別	年齢	年齢差
			(a)				(b)	(b)-(a)
一	新四良夫婦	男	56	一	新四良夫婦	男	60	4
		女	54			女	58	4
一	子又三郎夫婦	男	35	一	子又三郎夫婦	男	3□	-
		女	24			女	2□	-
一	又三良妹 伊勢	女	11	一	又三良妹 伊勢	女	15	4
一	同娘 か巳	女	8	一	又三良娘ニ か巳	女	12	4
一	か巳妹 セン	女	4	一	同娘 セ□	女	□	-
一	又三良弟正作夫婦	男	34	一	又三良弟ニ正作夫婦	男	35	1
		女	22			女	26	4
一	正作娘ハ ちよ	女	4					
一	新四良弟 藤八良夫婦	男	54	一	新四郎弟ニ藤八郎夫婦	男	58	4
		女	33			女	37	4
				一	藤八郎男子ニ 三郎	男	11	-
一	藤八郎男子 卯	男	□	一	同男子 卯野	男	8	-
一	卯ノ弟 宮□	男	□	一	庄作男子 さん	男	3	-
					◎此外出人			
	人数合拾四人 内	男	六人		有人数拾四人 内	男	六人	
		女	八人			女	八人	

◎正保二年本帳之内減人

一正作娘ニ ちよハツ 此女ハ正保三年極月煩死

注) 表中の□は史料破損, ◎は筆者追記。

えてよいであろう。そうだとすればわれわれは、寛永期人数帳は正保4（1647）年を4年さかのぼる寛永20（1643）年に作成された、と判断して間違いないのである¹¹⁾。

3 知行主・世帯復元による年次特定

3-1 知行主

寛永期人数帳は、検地が終了するころに作成されたのであろう、知行主（年貢取得権者）の

名前をも記している（図版1を参照）。人頭48名の知行主は（御蔵分を除けば）3人、すなわち安房守殿（人頭10人）、古田内道（同7人）、吉田三之丞（同1人）である¹²⁾。

このうち安房守殿とは誰であるのか、苗字・名前がないので、筆者には不明であった。しかし彼は、平 [1973a:524-5] を参照した結果、伊達兵部成實であることが判明した。兵部成實は、伊達政宗の命により慶長7（1602）年12月、伊具郡角田城から亙理郡亙理城に所領替えとな

際、伊達安房守と改めたのである。「今年成實、兵部ヲ安房ト改ラル。月日不知」（「貞山公治家記録」卷之二十一、晦日丁巳）。

その12年後の慶長19（1614）年1月、政宗は安房守成實の知行高を415貫文加増し、合計1,026貫804文（10,268石）とした（平〔1973b: 187〕）。この加増分については、以下の記述がある（下線、引用者）。「安房殿此月御加増トシテ亙理郡ノ内二箇邑、宇多郡ノ内一箇邑、……磐井郡ノ内一箇邑、……本地新地都合千二十六貫八百四文ナリ」（「貞山公治家記録」卷之二十四、正月廿一日申戌）。つまり安房守成實は10,268石の地方給人（知行主）となったのである。

ここに記された「磐井郡ノ内一箇邑」が下折壁村であるなら、筆者には極めて好都合である。何故なら、寛永期人数帳は下折壁一村の人別書上であり、そこに安房守殿と書かれているなら、彼は亙理伊達の当主・安房守成實その人である、と判断できるからである。

その後筆者は、亙理伊達家文書に「慶長十九年御加増之分知行所村々」と題する史料があることを発見し、それを入手することができた。そこに下折壁がでてくる（下線、引用者）。

「……、高拾三貫百卅貳文 片濱之内津谷川村、高六貫拾壹文 同濱之内中才知村、高三拾貳貫八百八拾七文 東山之内下折壁村、右拾三口高合百五拾九貫五文（以下、省略）」

こうして、安房守殿は伊達安房守成實であり、彼が下折壁知行主の一人だったことが明らかとなった。

そこで、次の作業は寛永期人数帳の年次特定である。安房守成實は正保2（1645）年に死去

している。故にこの帳面は彼の存命中、つまり正保2年以前に作成されたはずである。さらに下折壁の知行主は寛永21（1644）年8月14日¹³⁾、二代藩主・伊達忠宗の命によって、安房守成實（亙理伊達家）から伊達和泉守宗直（水沢留守家）に替えられた（知行目録〔史料一覽七〕を参照）。従って寛永期人数帳は知行目録の発給以前、つまり寛永21年以前に作成されたはずである。

そうだとすれば寛永期人数帳は、われわれが出減データを使って確認した年次（2-2節）と同様、寛永20（1643）年に作成されたことになるのである¹⁴⁾。

3-2 世帯復元

下折壁の帳面5冊（人数改帳4、出減帳1）は、辛くも焼尽をまぬがれ360年後の現在に伝存した。筆者は前節で、この5冊のうち最初期の2冊は、それぞれ寛永20年と正保4年に作成されたものであることを確認した。最後の1冊は元禄13（1700）年の帳面であったから、筆者の次の課題は残る2冊をふくむ全5冊の帳面の年次を、改めて特定・確認することである。

年次の特定法は、まず全ての帳面に現れる世帯をデータベースから探すことである。仮に該当世帯が見つかったら、次の作業はその世帯の成員（主として夫婦、後継）について、その名前と年齢を手掛かりに全期間（57年間）を追跡し、世帯を復元・表示することである。その結果筆者は、以上の条件をほぼ満たす世帯一つ（落合屋敷・沢蔵の世帯）を見つけ、図示することができた。

落合屋敷・沢蔵の世帯は、図1によれば全期間にわたって存続した（家としては今も現存）。この図を一瞥すれば読者は、年次不明だった帳

図 1 世帯復元（落合屋敷・沢蔵：1643-1700年）

年次 和暦	西暦	世帯主 沢蔵	妻 女房	弟 満作	妹 菊	叔父 清作	清作母	
／性別		m	f	m	f	m	f	
寛永19*	1642	・26	25	22	23	41	80	
寛永20	1643	・27	26	23	24	42	81	
正保1	1644	・28	27	24	・	43	?	
正保2	1645	・29	28	25	?	44		清作養子
正保3	1646	・30	29	26		45	清作母	いの
正保4	1647	・31	30	27		46	67	15
慶安1	1648	・32	・	28	?	?	?	?
慶安2	1649	・33	・	29	26			
慶安3	1650	・34	・	30	27	1		
慶安4	1651	・35	?	31	28	2		
承応1	1652	・36		32	29	3		
承応2	1653	・37		33	30	4		
承応3	1654	・38		34	31	5		
明暦1	1655	・39		35	32	6		
明暦2	1656	・40		36	33	7		
明暦3	1657	・41	?	37	34	8		
万治1	1658	・42	・	38	35	9		
万治2	1659	・43	・	39	36	10		
万治3	1660	・44	・	40	37	11		
寛文1	1661	・45	・	41	38	12		
寛文2	1662	・46	・	42	39	13		
寛文3	1663	・47	・	43	40	14		
寛文4	1664	・48	・	44	41	15		
寛文5	1665	・49	・	45	42	16		
寛文6	1666	・50	・	46	43	17		
寛文7	1667	・51	・	47	44	18		
寛文8	1668	・52	・	48	45	19	?	
寛文9	1669	・53	・	49	46	20	・	
寛文10	1670	・54	・	50	47	21	・	
寛文11	1671	・55	女房	弟 51	女房 48	甥 22	女房	
寛文12	1672	平左衛門・ 56	49	弥次右衛門 52	49	権 [23]	21	
延宝1	1673	・57	50	53	50	24	22	
延宝2	1674	・58	51	54	51	25	23	
延宝3	1675	・59	52	55	52	26	24	
延宝4	1676	・60	53	56	53	27	25	
延宝5	1677	・61	54	57	54	28	26	
延宝6	1678	・62	55	58	55	29	27	
延宝7	1679	・63	56	59	56	30	28	
延宝8	1680	・64	57	60	57	31	29	
天和1	1681	・65	58	61	58	32	30	
天和2	1682	・66	59	62	59	33	31	
天和3	1683	・67	60	63	60	34	32	1
貞享1	1684	平左衛門・ 68	女房 61	弥次右衛門 64	女房 61	吉右衛門 35	女房 33	勘太郎 2
貞享2	1685	・	62	・	・	36	・	3
貞享3	1686	・	63	・	・	37	・	4
貞享4	1687	・	64	・	・	38	・	5
元禄1	1688	?	65	?	?	39	?	6
元禄2	1689		66			40		7
元禄3	1690	平左衛門子	67		女房	41		8
元禄4	1691	?			68	42		9
元禄5	1692	・□	?		69	43	?	10
元禄6	1693	・□	・		70	44	・	11
元禄7	1694	・□	・	?	71	45	・	12
元禄8	1695	・□	・	・	72	46	・	13
元禄9	1696	・□	・	・	73	47	・	14
元禄10	1697	・□	・	・	74	48	・	15
元禄11	1698	・□	・	・	75	49	・	16
元禄12	1699	・□	・	・	76	50	・	17
元禄13	1700	十五郎・ □	女房 □	養子 □	[祖]母 77	51	女房 46	与四郎 [18]

注1) 世帯主の年齢は、列3にドット+ゴチックでイタリック表示。□は史料破損を、・・・?は人数帳の欠如を示す。
 注2) 寛永19年の年齢はすべて、同20年の年齢から1を減じて埋めたもの(推定)。網カケは史料現存を示す。

面2冊はそれぞれ、寛文12（1672）年と貞享1（1684）年に作成されたものと認めるであろう。また、寛永20年人数帳と正保4年出減帳との年齢（年次）差は、図中の4名すべてが4（年）であるから、筆者の先（2-2節）の結論はここでも支持されるであろう。

以下、沢蔵世帯について若干のコメントを記し、図の読みかたの一助とする。沢蔵は寛永20年人数帳に同名（27歳）で、寛文12年人数帳に平左衛門（改名、56歳）として、また貞享1年人数帳にやはり平左衛門（66歳）として登録された。彼は世帯主を42年つとめたが、その年齢から推定して、貞享1年以後に死亡したであろう。ここでの論点は、沢蔵は帳面4冊に登録されているということ、換言すれば筆者の世帯復元は概ね妥当であるということである。

沢蔵女房（26歳）は、正保4年出減帳を最後に消失しているので、離縁ないし死亡したであろう。しかし、寛文12年人数帳に沢蔵女房（49歳）が新たに登録されているので、彼はこの年以前に後妻をむかえたと推定できる。この女房は貞享1年人数帳（61歳）、元禄13年人数帳（77歳）にも登録されているので、これも筆者の世帯復元の確かさを傍証するであろう¹⁵⁾。

沢蔵には寛永20年の時点で、弟・満作（23歳）がいた。満作は、寛文12年の時点で弥次右衛門に改名したが、帳面4冊に登録されかつ貞享2年以降に死亡した点を考慮すると、兄・沢蔵とほぼ同様の一生（ライフコース）を歩んだようである。

満作女房（49歳）は寛文12年人数帳、貞享1年人数帳（61歳）に登録されているが、彼らは慶安1～3（1648-1650）年ごろに結婚したと推定される。何故なら、寛文12年人数帳に男子・権（23歳）がおり、彼は実子であったと仮

定すると、その出生年次は慶安3年となるからである（なお、後継・権夫婦と孫・勘太郎=与四郎についてはコメントを省略する）。

こうした傍系親族（弟・満作夫婦、甥・権〔吉右衛門〕夫婦）の存在は、戸主夫婦の情報を欠く場合、世帯復元の信頼性を補強する材料となるのである。

4 墓碑・位牌による年次特定

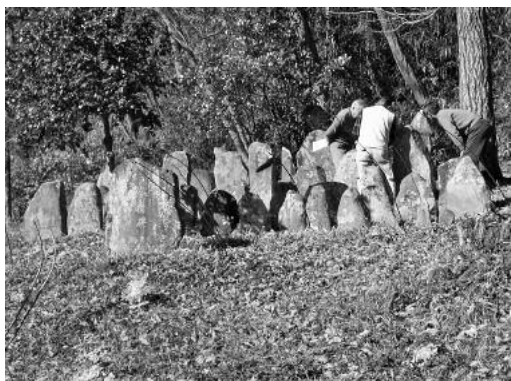
筆者は旧家の墓石調査をおこない、その際に位牌・過去帳を見せてもらった場合もある。調査の目的は、寛永期人数帳・正保期出減帳の年次特定に役立つと思われる情報は、可能なかぎり収集するという点にあった。調査対象は寛永期人数帳と正保期出減帳に同時に出現するか、あるいはその片方に出現する人頭で、かつ現在もつづいている家（6軒）と寺（1、龍雲寺）の墓石群である。この時の想定は、両帳面に記された戸主（35人、あるいは後継戸主）の死が墓碑に刻まれる確率はゼロではない、ということであった。

4-1 墓碑

数十竿の墓石を点検した結果、筆者はある旧家（窪屋敷・留兵衛世帯）の墓碑（大小42余基）のなかに、該当する1竿を見つけだした（図版3-1、図版3-2）。その碑銘には幸いなことに俗名、卒年、死去年齢が含まれていた。碑文は以下のように記されている¹⁶⁾。

「 元禄六年癸酉卒
十一月六日 孝子
圓 松岩浄香禪定門
熊谷甚左衛門次家

七十二歳而卒 敬白」



図版 3-1 窪屋敷・千葉家の墓石群
旧墓は屋敷の西隣りに所在（2004年11月撮影）



図版 3-2 窪屋敷・甚左衛門の墓碑
圓，松岩浄（法名の一部）などは、はっきりと読みとることができる。

そこでこの甚左衛門を、手元史料を遡及して探してみる。すると甚左衛門は、第1に寛永期人数帳では戸主（留兵衛夫婦45、44歳）の後継夫婦（22、21歳）として、同名で登録されている（以後、留兵衛・甚左衛門の世帯は、3冊〔正保期、寛永期、貞享期〕の人数書上データには、史料欠のため現れない）。第2に甚左衛門

は、延宝3（1675）年の人数書上に戸主夫婦（54、52歳）として同名で記されている¹⁷⁾。

そこで、残された作業は寛永期人数帳の年次特定である。甚左衛門は元禄6（1693）年に72歳で死去したので、出生は元和7（1621）年である。彼は何事もなければ、寛永20（1643）年に22歳、延宝3（1675）年には54歳になったはずである。

先に述べたように、甚左衛門は寛永20年人数帳に22歳で、延宝3年人数書上に54歳で登録されている。そこで寛永期人数帳の作成年次は、甚左衛門が22歳のときつまり寛永20年となるのである。この結果は、これまでに得られた結果（2-2節、2-3節）と完全に整合する。

4-2 位牌

筆者は旧家（町屋敷・文四郎の世帯）の位牌一柱に刻まれた法名18のなかに、寛永期人数帳の年次特定に役立つ手掛かりを見つけた¹⁸⁾。

町屋敷・文四郎は検地帳と知行目録に、持高40文の名請（竿笞）人として書上げられている。また文四郎夫婦は寛永期人数帳と正保期出減帳に、それぞれ32・26歳、36・30歳で登録されている（両者の年齢差は4）。

文四郎は位牌にこう刻まれている。

「 宝永元年申
十月三日 文四郎
九十三年
覺庵道性居士 」

この碑文は、文四郎は宝永1（1704）年10月3日、93歳で死去したと記している。そうだとすれば彼は慶長16（1611）年に生まれ、寛永20（1643）年に32歳、正保4年に36歳となったは

ずである。

文四郎のこの年齢（32，36歳）はいずれも、寛永期人数帳と正保期人数帳に記された彼の年齢と完全に一致する。それ故われわれは、前者は寛永20年人数帳、後者は正保4年出減帳と判断して間違いないのである。

5 地域人口と性比

ここでわれわれは下折壁村の人口を概観しておこう。下折壁は集落内を気仙沼街道（内陸・一関市花泉町金沢と三陸沿岸・気仙沼とを結ぶ）が通っているのので、人びとは「町住居」と「村住居」とに分けられた¹⁹⁾。安永4（1775）年作成の「風土記御用書出」（宮城縣史編纂委員会 [1959:686-7]）は、前者を86軒、後者を185軒としている（この合計値271は、人頭数245より26多い。この26軒は借屋かもしれない）。この事実を念頭に、村人口の動きを見ておこう

（表2）。

人頭は貞享1（1684）年以降～元禄13（1700）年に（83から140へ）57人増え、元禄13（1700）年以降～安永4（1775）年に（140から245へ）105人増えた（91年間に162人増）。人頭の増加理由は傍系親族や名子世帯の独立、いわゆる単婚小家族（夫婦家族世帯）の一般化であろう。

これに対して総人口はやや複雑な動きをした。村人数は貞享1年以降～元禄13年までの16年間に（1,600から1,727へ）127人増えたが、元禄13年以降～安永4年までの75年間に（1,727から1,337へ）390人減った。前者の理由は新田開発による人口扶養力の漸増、後者の理由は主として天明飢饉による百姓たちの死亡・退転、その後の回復遅滞と推定される。

男子人数は57年間（寛永20～元禄13年）、一貫して女子人数より多く、性比（sex ratio）は平均127であった。その後75年間（元禄13～安永4年）に、性比は単婚小家族化がすすんだ結

表2 下折壁村の人頭・人口・性比（1642-1867年）（単位：人）

年次 和暦	西暦	人頭 (竿答人)	総人口		計 (男女)	性比 (女子100)	
			男子	女子			
寛永19	1642	(77)	-	-	-	-	
寛永20	1643	[48]	378	296	674	127.7	
正保4	1647	[35]	364	287	651	126.8	
寛文12	1672	[39]	316	254	570	124.4	
貞享1	1684	83	1,600	-	-	-	
元禄13 ^{a)}	1700	140	1,727	967	760	1,727	127.2
元禄13 ^{b)}	1700	140	1,766	994	772	1,766	128.7
安永4	1775	245	1,337	707	630	1,337	112.2
慶応3	1867	242	1,289	688	601	1,289	114.5

注1) 人頭数は、寛永19年は検地帳の竿答人、寛永20～寛文12年の〔 〕内は人数帳の復元によって判明した数値（従って人頭の一部）。

注2) 寛永20年の男女人数は「都（合）人数」、正保4年の同人数は「人高合」と記された村住居者の合計値。寛文12年は一部五人組（6組分）の集計値（各年次とも総人数は不明）。貞享1年は人頭と総人口のみ判明。

注3) 元禄13年^{a)}は帳面「一紙」に記された総人口、同13年^{b)}は全五人組（27組分）の集計値、安永4年は「風土記御用書出」に記された数値。

果、112に低下した。この数値は、途中で多少の変動はあったであろうが、それ以後（慶応3〔1867〕年まで約90年間）ほとんど変わらなかったであろう。

むすび

筆者は三つの作業をとおして、仙台藩の人別改帳の初出は正保2（1645）年の「東山保呂羽村吉利支丹帳」（仮題）ではなく、寛永20（1643）年の「下折壁村人数改帳」（同）であり、それは従来の「定説」を2年遡るといふ結論に達した。

また仙台藩はその4年後（正保4〔1647〕年）に、人数調べと人数増減調べ（移動・異動調査）とを兼ねた出減帳を作成させたこと、その中間年（正保2〔1645〕年）には人数改帳（「正保式年本帳」）を作成させたい、ということをつまららかにした²⁰⁾。

仙台藩の人別改は、筆者の結論が正しければ、寛永総検地の終了後にはではなく、その最終年に「時を移さず」おこなわれたのである。仙台藩のこの行為は、近世国家はその権力基盤を確立する際は必ず、土地の把握と人の把握（つまり耕地面積の確定と労働人口の確認と）を至上命令として実行した、という一般的あり方を忠実に踏襲したものであった。

徳川幕府（三代将軍・家光）は政宗に対する領知宛行状（領知判物）の発給を寛永11（1634）年まで遅らせたので、二代・忠宗が検地と人数調べとを迅速におこなって、財政基盤の確立（年貢収取）を急いだのは当然であった²¹⁾。こうした推定に間違いがないとすればわれわれは、筆者が本稿でえた結論はこの分野に新たな知識一つを加えるものである、と考えて

よいであろう。

人数調べの方法は、寛永20年人数帳を見るかぎり、周到な計画のもとにおこなわれたと考えられる。藩庁はあらかじめ人数帳の「雛型」を配布し、様式を統一させたであろう²²⁾。帳面の作成責任者は肝入であり、組頭と検断がこれを補佐したであろう。村役人たちは調査にあたって、調査対象地区を町場と村方とに分けたようである。

しかし村役人は、各世帯のこの時期の構成はたいへん複雑であり人数も多かったから、正確な書上とするためにかなり苦勞したと思われる。そこで彼らは、戸主一人ひとりに請判（押印）を求め、彼らにも責任を負わせたのである。

以上の作業から、次の結論がみちびかれる。筆者が本稿でえた結果は、そこに至るいくつか手順（史料整理とデータ操作、周辺資料の活用、推論と論旨の展開）を考慮すれば、今のところ揺るぎないように思われる。

しかしながらこの結論は、注5）にやや詳しく記したように、寛永20年より古い人別改帳（例えば寛永16～19〔1639-1642〕年作成の人数書上）が発見された場合には、むろん書き換えられるであろう。

注

- 1) 仙台藩は人別改帳を一貫して人数改帳と呼称した（但し、人別帳、人数帳、人別改、人数改などの略称も使用）。それ故、以下の記述はほぼ一貫して、人数改帳あるいは人数帳という言葉を使用している。なお仙台藩の人数改帳は、宗門改帳あるいは宗門人別改帳（信仰調査簿）ではなく、人別帳の系譜をひく人口調査簿だったという論点については、高木〔2001:33-56〕

及び本稿を参照してほしい。

- 2) 平はこう説明している。「仙台藩の人別改帳がいつから作成されたかについては、先にも述べた如く、筆者の見た範囲でもっとも年代の古いものは、正保二年の磐井郡東山之内保呂羽村の人数改帳である。『石越村史』には「明暦二年十月始テ高人数改帳ヲ出ス」とあり、これまでは明暦二(1656)年が仙台藩の人数改帳作成の始めの年と考えられていたが、……仙台藩の人数改帳は寛永検地の直後に、寛永検地の結果を整理して作成されたものであることが明らかになった」(若干加筆・修正し引用)。

- 3) 仙台市史編さん委員会[2001:224]は、この「定説」を踏襲した近年の論考では、最もオーソライズされたものの一つと思われる。それは以下のように述べている。「このキリシタン改めを契機としつつ寛永検地帳後に作成されたのが人数改帳である。現在知られている仙台領最古の人数改帳は一六四五年(正保二)の『東山保呂羽村吉利支丹帳』である」。

この記述は、本書は小野寺[2001]と同年に刊行されたので、やむを得なかったかもしれない。

- 4) その1冊とは、元禄13(1700)年正月13日付の人数改帳である。この帳面の四隅はやはり焼けているが、書上全体(表紙、人頭、一紙、末書など)は残った。但し、消失箇所が多いので全ての世帯を復元することはできない。なお、下折壁村人数改帳はこの5冊以外に、慶応3年の帳面が1冊ある。
- 5) この帳面は、人数帳と出減帳とが合体したかたちを採っていて、最初に人頭世帯を書上げ、続いて出減(増減)を書上げている。そこで本稿は、両者はデータ上区別する必要があるので、前者を正保期人数書上データ、後者を正保期出減書上データと表記している。

ところで仙台藩の人数帳や出減帳の作成は、伝存史料はひとまず置き、本稿の結論(寛永20年説)を考慮に入れると、それ以前の寛永16(1639)年~同19(1642)年に、試行的に開始されたかもしれない(帳面の作成は、あるいは検地が終了した村々から順次着手された可能性も

ある)。この推定の根拠は、やや詳しく述べれば以下のとおりである。

仙台藩は寛永16年2月、家老(国元奉行4名)が郡奉行に対して、「切支丹改御触証文」と題する文書を通達した。この文書はすぐに村方修験(山伏)に触れられたということは、複数の写しが修験宅に現存しているので確かである(例えば、菅野[1949/74:342-3]、宮城縣史編纂委員会[1960:690]、小野寺[2007:370-2])。ところで郡奉行は、この文書を修験に通達するにあたり、「触れ」を添えた。その末尾に、次の一文がある。

「……人高出人之儀八年々ニ穿鑿被申御帳ニ
 頭シ、年中ニ忝度宛御代官衆エ為見可被申
 候、但無穿鑿ニ而人数御帳ニ付落、札守猥
 りニ相出被申候ハ、出家・山伏・祢宜・
 肝入曲事ニ可被仰付候以上」

この触れは修験に対して、人数調べや出減調べのあとに手渡す守り札を、百姓たちが受取るか否かで、切支丹であるか・そうでないかを見分けるように命じたもの、と読むことができるであろう。

それでは郡奉行は修験に対して、何故このように細かい指示をだしたのだろうか。その理由としてわれわれは、第1に修験たちは神仏混淆のこの時代にあつては、百姓たちの内面を知る良好な地位にあつた(彼らは、今も「祈禱寺」と呼称されるように、密教僧と祢宜とを兼務し、庶民の信心や病氣平癒を担っていた)こと、第2に寺のない村々が領内にはかなりあつたこと(そうした村では寺請けができなかった)、第3に奉行たちは、肝入自身が切支丹である場合もあるのでとの疑念を、払拭しきれなかったこと、などを挙げることができる。

なるほど庶民信仰に占める修験たちの立場と数とは、17世紀の前半にあつては、寺僧より上位・多数であつたかもしれない。しかし彼らの経済的地位は、明らかに劣っていた。そこで藩庁は反対給付として、初穂(手数)料として「年中ニ忝人ニ付寛永銭三文宛」を取得することを認めたのである。

この費用はおそらく、19世紀になると寺僧は寺請け（つまり押印）手数料を村費から受けとったように、村方が負担したであろう（人別改の経費負担については、高木 [2008:139-42] を見てほしい）。

- 6) 寛永総検地は、二代・忠宗が3年を費やしておこなった領内再検地だった。宮城縣史編纂委員会 [1966:184] によると、この検地は寛永17年7月1日に開始され同20年9月に終了した。その詳細については同書を参照してほしい。

なお、下折壁村検地帳5冊の蓋（表紙）日付は寛永19年9月23日であるが、第一冊目の蓋に「御本丸 御二丸」という文字が記されている（これは原本の保管ないし筆写場所であったかもしれない）。

- 7) 名請人は検地をうけた帳付百姓である。このうち新百姓は恐らく、検地と同時に土地配分を受けた者であろう。名請人は竿答人とも呼ばれ、年貢・諸役を負担した。
- 8) この記述「正保式年本帳之内減人」は、正保2（1645）年に「本帳」つまり公式の人数改帳が作成されていたことを示している（とすればその帳面は、寛永期人数帳とほぼ同一の書式・体裁に仕立てられたであろう。しかし、それは全く残っていない）。
- 9) その他には、戸主夫婦の年齢は正保期人数書上の当該箇所が破損していて不明だが、4パターンがあった。1) 当該世帯に含まれる水呑夫婦の年齢差が4であるもの1件、2) 夫婦の片方が4であるもの2件、3) 子のみ4であるもの1件、4) 夫婦とも又は片方が3であるもの3件、5) 同様に2であるもの1件であった。
- 10) 二つの帳面の年齢差は4以外に、3、2、1歳というケースがいくつかあった。この事実は、年齢記載は完璧ではなかったということを示している。しかし帳面作成者（肝入）が、不正確な記載を意図的におこなったとは思われない。何故なら、戸主夫婦の年齢はおおむね正しいからである。それでは、どんな理由が想定されるだろうか。

以下は筆者の推定である。肝入は組頭を動員したとしても、人口が1600人前後もある村で

は、世帯構成が複雑な家（人頭）も多かったので、（戸主夫婦や後継夫婦を除く）一人ひとりの年齢や移動・異動を、完璧に把握することは不可能だったのである。

- 11) 但し、この帳面の作成月は不明である。しかしそれは、農作前の季節（春）に調製されたであろう。
- 12) 図版1に古田内道、安房守殿が見える。下折壁の知行主と寛永期人数帳・正保期出減帳の年次特定については、小野寺 [2001] [2002] が詳細に検討しているので、見てほしい。そこには、推論の過程で使用された原史料が多数掲載されている。
- 13) 正保1年は12月16日～30日までのわずか14日間。改元前の11ヶ月と15日は寛永21年だった。
- 14) 寛永期人数帳の年次特定は、落合屋敷・沢蔵の世帯（3-2で詳述）1つを追跡することによっても、可能である。寛永総検地は下折壁村の場合、寛永19（1642）年におこなわれ、同年9月末に各人頭の屋敷名・持高を確定、彼らの検地帳登録をもって終了した。沢蔵は持高4貫859文（約49石）の百姓として、帳面に登録された。

一方沢蔵は、寛永期人数帳には亙理伊達の邑主・安房守殿分の肩書付で登録されているが、彼は寛永21 [1644] 年8月付の留守家知行目録（水沢・伊達家つまり留守家が、仙台藩主・忠宗から拝領）にも、同一の持高で登載されている（この年、下折壁村の知行主は亙理・伊達から水沢・伊達に替わったので、沢蔵は前者の知行目録には現れない）。

従って寛永期人数帳の作成年次は、寛永19年9月以降～同21年8月以前、つまり同20（1643）年であると結論できるのである。

- 15) 沢蔵（平左衛門）夫婦には確かに、十五郎夫婦がいて家を継いでいる。しかしこの夫婦は、後継ぎがなかったからであろう、養子を入れている。但し、元禄13年人数帳の該当部分は焼失しているので、十五郎夫婦の年齢、養子夫婦の名前・年齢は読みとることができない。
- 16) 千葉鐵男家の墓碑。この碑文は、当家の墓碑全てがそうであるように、自然石に刻まれた

（しかし、建立年は刻銘されなかった）。碑文にある「孝子 敬白」は、本吉郡・磐井郡地方の元禄初期供養塔に多く見られるとされる。

刻字は、彫りが浅いだけでなく、文字に拙さがみえるので、職人（石工）が彫ったものではないであろう。仮に家人（あるいは元禄13年人数帳にみえる三代・甚左衛門52歳）がみずから鑿を執ったとすれば、それは如何にも好ましく感じられるであろう。なお、三代・甚左衛門の出生は正保3（1646）年であるが、彼は正保4年人数帳データには（史料欠損のため）現われない。

- 17) 延宝3（1675）年の人数書上は、室根村史編纂委員会〔1968:288-9〕が翻刻・収録している、甚左衛門の世帯一つだけの書上である（家控えとして書写したと推定）。この書上の表題は「延宝三年下折壁村甚左衛門高人数」されているが、それは仮題と思われる。

この書上に見える甚左衛門世帯は、持高2貫719文（他に切添新田477文）を所持し、戸主家族9人、下人4人、名子7家族からなり、合わせて65名と記されている。

- 18) 小山勝敏家のこの位牌はかなり大きく（総高58cm）、台座を除く高さ47.0cm、幅20.0cm、厚さ1.2cm。木製・黒漆塗りで、法名18を刻む。文四郎のこの碑文は、その刻銘場所と文字サイズを考慮すると、あとから追刻・挿入されたものとわかる。

挿入の理由はこうではないか。彼は極めて長命だったから、生前からこの位牌に物故者（先祖、家族）の法名を整理・刻銘していたのであろう。従って彼が死去したとき、位牌表面に刻銘スペースはなかった。遺族はおそらく、先祖中の先祖とも言うべき文四郎の法名を、裏面に刻むことは憚ったであろう。そこで彼らは窮余の策として、碑文と碑文（法名と法名）のあいだに、文四郎の碑文を挿入したのである。

- 19) 寛永20年人数帳、正保4年出減帳はいずれも、帳面の途中で人数を中間集計し（その数値を書上げ）ている。前者は（図版1にあるように）「都〔合〕人数六百七拾四人 内一男三百七拾八人 一女貳百九拾六人、御伝馬町之内」

と記され、後者は「人高六百五拾壹人 内一男三百六拾四人 一女仁百八十七人 右減人合四拾九人 内一男仁十仁人 女仁十七人」と書かれた。

筆者は、「御伝馬町之内」という言葉は（図版2にもあるように）、帳面の区切りを示す文言であったと考える。つまりそれは、「以上の書上は村住居の人頭、以下の書上は町住居の人頭である」と言っているのである。従って、上記数値は村住居の人数であると判断できる。しかしながら、町住居の人数を記した丁は兩年とも失われたので、その人数（従って下折壁村総人数）はわからない。

- 20) 正保4年出減帳が記している「正保弍年本帳」は、あるいは「正保二年東山保呂羽村吉利支丹帳」とおなじ様式と内容で書上げられたかもしれない。そうだとすると、保呂羽村の帳面はその表題から推定すると、写本だった（つまり、吉利支丹張という名称ではなかった）可能性がたかい。

しかし下折壁村の「本帳」は、小野寺富雄家文書には見当たらないので、今のところよくわからない。

- 21) 領知宛行状は、永原〔1999:1191〕によれば、こう説明されている。「主君が従者に領知（知行）を与える際に発給した文書。將軍発給の領知状は、原則として10万石以上は判物〈花押を据えた文書〉を、10万石未満は朱印状を発給した」。

- 22) 藩庁が人数帳の雛型を配布したとすれば、それは遅くとも寛永19年の秋だったであろう。何故なら雛型配布は、寛永20年人数帳は同年春（即ち農作前）に調製された筈であり、そこから準備（下調べ）に要した月日を差引く（つまり逆算すると）、遅くとも前年（寛永19）秋（農作終了）までに完了させる必要があったからである。

そうだとすれば藩庁は、下折壁村検地帳の完成（寛永19年9月23日）とほぼ同時（あるいは完成前に）、寛永期人数帳の作成指示を出したのであろう。下折壁の事例はそう示唆しているように思われる。

参考文献

- 平川 南 [1999]「出土文字資料と正倉院文書」石上 英一・加藤友康・山口英男編『古代文書論—正倉院文書と木簡・漆紙文書—』東京大学出版会.
- Hornblower, S. and Spawforth, A. [1999] *Livy (Titus Livius (RE)) The Oxford Classical Dictionary*, 3rd edition, Oxford UP.
- 池田 温 [1979]『中国古代籍帳研究』東京大学出版会.
- 菅野義之助 [1949/74]『奥羽切支丹史』佼成出版社.
- 近世村落研究会編（平 重道著）[1958]『仙台藩農政の研究』丸善.
- 宮城縣史編纂委員会 [1959]『宮城縣史』（27, 風土記）宮城懸史刊行会.
- 同 [1960]『宮城縣史』（12, 学問・宗教）同.
- 同 [1966]『宮城縣史』（2, 近世史）同.
- 室根村史編纂委員会 [1968]『室根村史』（第1巻, 史実篇）岩手県室根村.
- 永原慶二（監修）[1999]『日本史辞典』岩波書店.
- 小野寺 健 [2001]「下折壁村の知行主について」東磐史学会『東磐史学』第26号.
- 同 [2002]「下折壁村の初期人数改帳をめぐって—寛永年中作成の検証—」同『東磐史学』第27号.
- 同 [2007]「史料翻刻『磐井郡流楊生村宗旨古事神社仏閣御公本書上』」高木編『平成15年度～平成18年度科学研究費補助金（基盤研究A）研究成果報告書』.
- 仙台市史編さん委員会 [2001]『仙台市史』（通史編3, 近世1）仙台市.
- 平 重道（編）[1973a]『伊達治家記録』（二）宝文堂.
- 同 [1973b]『伊達治家記録』（三）宝文堂.
- 高木正朗 [2001]「仙台藩の人口調査—初期『人数改帳』考—」高木編『空間と移動の歴史地理』（地域情報研究シリーズ3）古今書院.
- 同 [2009]「仙台藩村落の人口変動と『村の共同性』—土地売買から見た—」日本村落研究学会『近世村落社会の共同性を再考する』（年報 村落社会研究 第44集）農山漁村文化協会.
- Wikipedia [2011] 'Roman censor' http://en.wikipedia.org/Roman_censor, 同「ケンソル」<http://ja.wikipedia.org/wiki/>
- [付記1] 史料の閲覧・収集については、次の方々・機関のご助力をえた。千葉鐵男，藤代こう，小野寺富雄，小山勝敏，小山倫正，西條一彦，西城たみ子の各氏，伊達市教育委員会，岩手県立図書館，水沢市立図書館（当時）。
- また墓碑調査にあたっては、旧家の皆さんをはじめ曹洞宗・龍雲寺，室根村教育委員会，教育長小野寺 章氏（当時），平野神社・尾崎保博氏のご協力えた。ここに記して謝意とします。
- [付記2] 本稿は、平成21年度科学研究費補助金（基盤研究A）「近代移行期における地域情報とその蓄積過程に関する比較制度研究」（研究代表者：香川大学教育学部・村山 聡教授）と、平成22年度科学研究費補助金（基盤研究C）「近世末期出産・出生指標の算出・評価研究—歴史人口学の精密化—」（研究代表者：高木）による研究成果の一部である。

Censuses of Population and Commoners' Migration in the mid-17th
Century : Estimation of the age of the Sendai Clan's
early register "*Ninzu-aratame-cho*"

ONODERA Tsuyoshi *

TAKAGI Masao **

Abstract: How far does census-taking of population data by the powerful date back, and what was the purpose of the earliest census? In 453 BC, the Roman Republic started appointing censors to conduct a census every five years. The purposes of the census were to grasp the number of those with citizenship (men aged 17 and over), investigate the wealth of citizens and enforce discipline. Such ancient census documents from Livy (59BC-17AD) provide us with population records covering some 40 years out of about 550 years from the Roman Republic to the early Roman Empire (after 27 BC). In the East Asian context, a population register created in 416 AD still exists in China, and in Japan there is a family register prepared in 702 AD. The purpose of the former (in the Eastern Jin Dynasty) was to grasp the population of villagers and soldiers. The objective of the latter was to conduct a resident survey and enlist men into military forces, based on the Asuka Kiyomihara Code, a collection of governing rules compiled in 689 AD (during the Nara Period). About 900 years later, in the early modern period, censuses (*Ninbetsu-aratame*) were conducted for the purpose of conscription. Their purpose changed over time to that of implementing economic and social policies. For instance, registers (*Ninbetsu-aratame-cho*) were created by Hosokawa, feudal lord of the Buzen Province in October 1609, and by Date, a feudal lord of the Mutsu Province in May 1645. However, the whereabouts of the register compiled by Date has remained unknown, making it difficult to confirm whether it was the original or a copy. From 1958 to 2000, it was unclear whether it was in fact the Sendai Clan's oldest register. In 2001, however, additional historical materials were discovered. This discovery provided us with a valuable opportunity to review a widely accepted opinion. Based on those newly discovered historical materials and related data, we attempted to re-estimate the age of compilation of an early register. As a result, we concluded that another register was created by the Sendai Clan in 1643, two years earlier than widely accepted.

Keywords: population register, migration of commoner(s), *Ninzu-aratame-cho*, *Deberi-cho*, epitaph, mortuary tablet

*Member of the Ichinoseki Cultural Heritage Research Committee

**Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University